

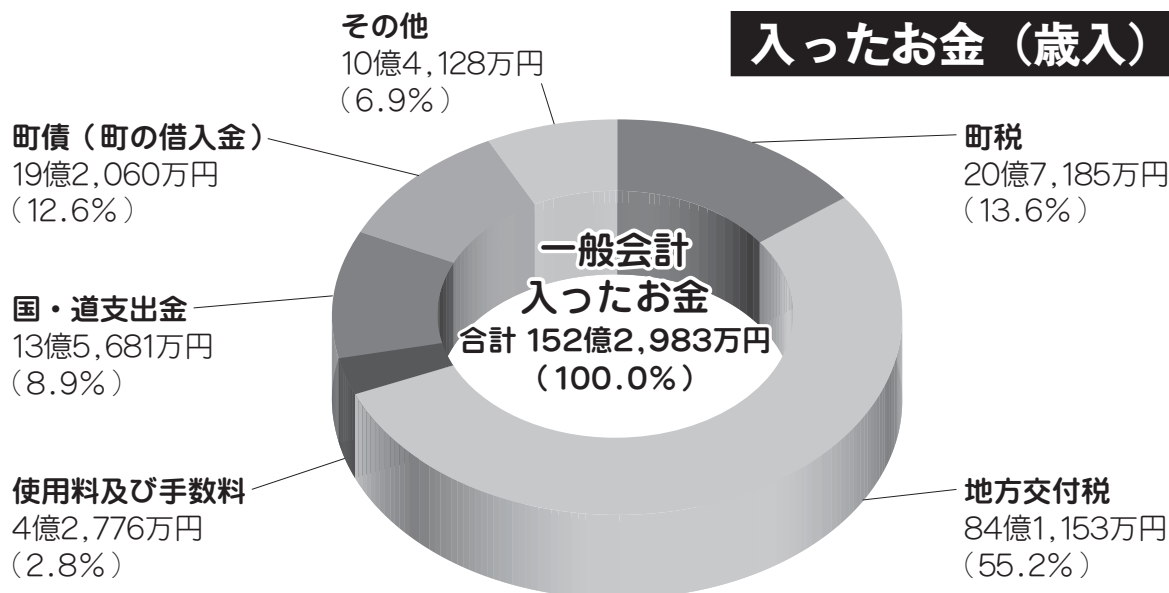
# ★えんがる 議会だより



|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 決算総額213億円の成果を検証……………             | P 2～5   |
| 平成25年第5回町議会(定例会)……………            | P 6～7   |
| 町政を <sup>ただ</sup> 質す!! 一問一答…………… | P 8～12  |
| 8月20日局地的豪雨被害状況……………              | P 13    |
| 所管事務調査報告、意見書ほか……………              | P 14～20 |

# 213億の成果を検証

平成24年度  
決算審査



|                 | 平成23年度      | 平成24年度      | 前年比    |
|-----------------|-------------|-------------|--------|
| 町 税             | 21億 330万円   | 20億7,185万円  | ▲1.5%  |
| 地 方 交 付 税       | 77億1,351万円  | 84億1,153万円  | 9.0%   |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 4億2,764万円   | 4億2,776万円   | 0.0%   |
| 国 ・ 道 支 出 金     | 16億5,626万円  | 13億5,681万円  | ▲18.1% |
| 町 債             | 14億8,760万円  | 19億2,060万円  | 29.1%  |
| そ の 他           | 10億7,261万円  | 10億4,128万円  | ▲2.9%  |
| 合 計             | 144億6,092万円 | 152億2,983万円 | 5.3%   |
| 実 質 収 支 額       | 2億1,191万円   | 2億1,503万円   | 1.5%   |

また、8月20日に発生した暴風雨による被害状況をはじめ、7月14・15日に開催された「マムートカップ第1回大雪山ウルトラトレイル」など各地域で開催されたイベント等の報告と提出案件の要旨説明が行われました。町長から提出された案件は、報告2件、承認1件、人事案件1件、議案14件、平成24年度各会計の決算認定8件の26件で、

平成25年第5回遠軽町議会（定例会）は、9月6日に召集され、9月12日までの7日間の会期で開かれました。冒頭、佐々木町長から、「文化センターの建設並びに老朽化した福祉センターの建て替え」の是非について最終的な考え方が示され、「老朽化した福祉センターの建て替え」を基本とする考えであることが報告されました。

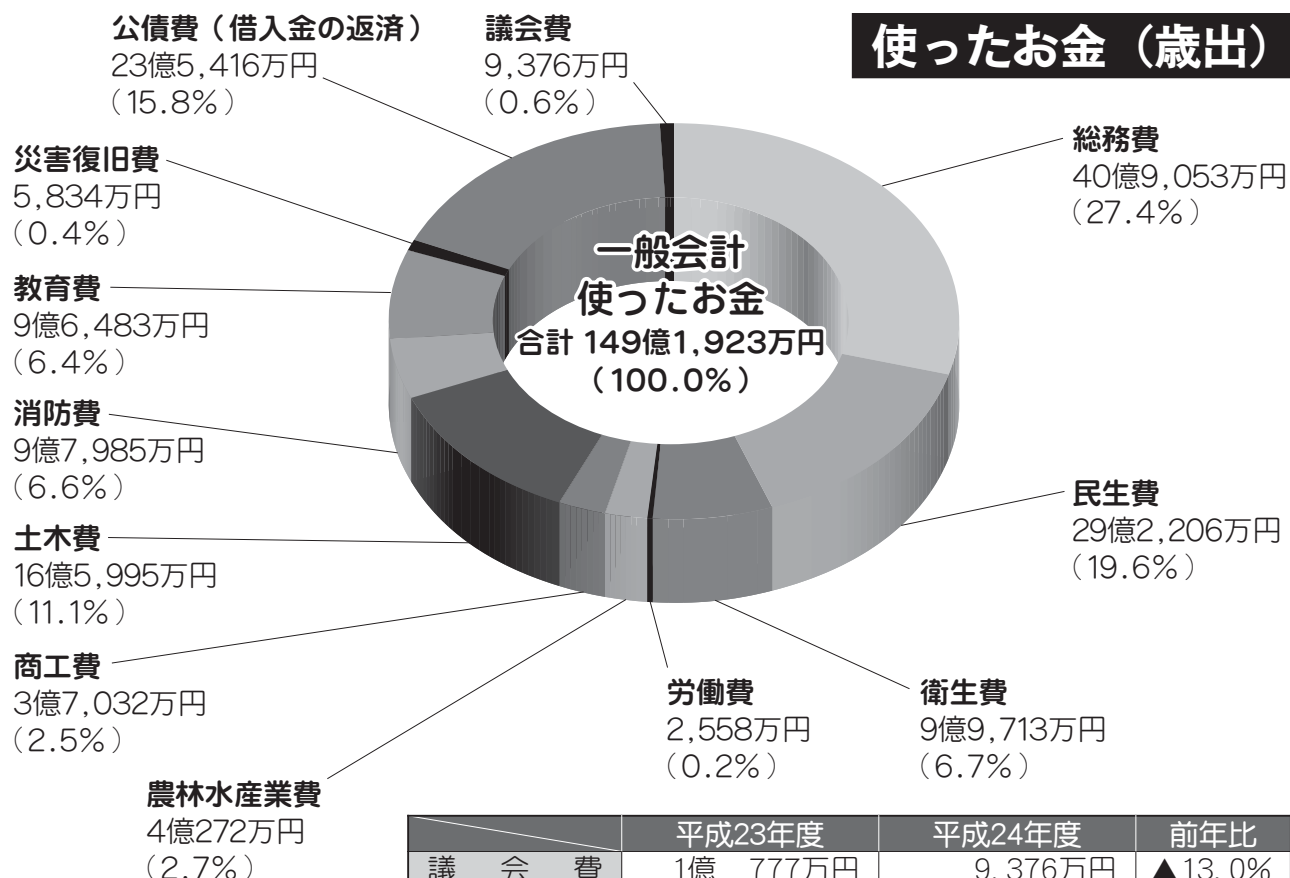
決算認定については決算審査特別委員会を設置。町税の使い道などを細かくチェックし、各事業等の成果を検証しました。審議結果は、提案されたすべての議案を原案通り可決しました。また、議員から提案された意見書2件について原案可決。一般質問については、5人の議員が登壇し、町民生活に関わる課題等について質問しました。

一般会計で町税は減収も地方交付税が大幅な増加  
実質収支額は1・5%の伸び

## 《一般会計歳入歳出決算額》

|        |             |
|--------|-------------|
| 歳入総額   | 152億2,983万円 |
| 歳出総額   | 149億1,923万円 |
| 差引合計   | 3億1,060万円   |
| 翌年度繰越額 | 9,557万円     |
| 実質収支額  | 2億1,503万円   |
| 基金繰入金  | 1億 800万円    |

# 一般会計・特別会計・企業会計 決算総額



|           | 平成23年度      | 平成24年度      | 前年比    |
|-----------|-------------|-------------|--------|
| 議 会 費     | 1億 777万円    | 9,376万円     | ▲13.0% |
| 総 務 費     | 41億8,260万円  | 40億9,053万円  | ▲2.2%  |
| 民 生 費     | 21億5,245万円  | 29億2,206万円  | 35.8%  |
| 衛 生 費     | 9億6,944万円   | 9億9,713万円   | 2.9%   |
| 労 働 費     | 4,122万円     | 2,558万円     | ▲37.9% |
| 農林水産業費    | 3億4,129万円   | 4億 272万円    | 18.0%  |
| 商 工 費     | 3億8,670万円   | 3億7,032万円   | ▲4.2%  |
| 土 木 費     | 17億2,416万円  | 16億5,995万円  | ▲3.7%  |
| 消 防 費     | 6億9,154万円   | 9億7,985万円   | 41.7%  |
| 教 育 費     | 10億3,508万円  | 9億6,483万円   | ▲6.8%  |
| 災 害 復 旧 費 | 1億2,396万円   | 5,834万円     | ▲52.9% |
| 公 債 費     | 24億9,273万円  | 23億5,416万円  | ▲5.6%  |
| 合 計       | 142億4,894万円 | 149億1,923万円 | 4.7%   |



白滝更生橋



丸瀬布緑の園

平成24年度一般会計歳入歳出決算については、歳入で152億2983万円（予算収入率95・7%）、歳出で149億1923万円（予算執行率93・8%）の決算となり、形式的収支は3億1060万円、実質収支額は繰越明許費繰越額を差引き2億1503万円の黒字決算となりました。

なお、実質収支額のうち1億800万円を基金（貯金）に繰入しました。



◎各特別会計歳入歳出決算の状況

|                | 歳入         | 歳出         | 差引額      |
|----------------|------------|------------|----------|
| 国民健康保険特別会計     | 25億8,935万円 | 25億1,288万円 | 7,647万円  |
| 後期高齢者医療特別会計    | 2億8,455万円  | 2億8,374万円  | 81万円     |
| 介護保険特別会計       | 14億6,987万円 | 14億4,554万円 | 2,433万円  |
| 個別排水処理事業特別会計   | 537万円      | 501万円      | 36万円     |
| 公共用地先行取得事業特別会計 | 852万円      | 852万円      | 0万円      |
| 合計             | 43億5,766万円 | 42億5,569万円 | 1億 197万円 |

※差引額については四捨五入で計上しています。

◎企業会計の決算状況

水道事業会計

|       | 収入        | 支出        | 差引額       | 説明                                       |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------------|
| 収益的収支 | 4億7,287万円 | 4億4,961万円 | 2,326万円   | 資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金や積立金などにより補てんしました。 |
| 資本的収支 | 2,790万円   | 2億3,200万円 | △2億 410万円 |                                          |

下水道事業会計

|       | 収入        | 支出        | 差引額        | 説明                                            |
|-------|-----------|-----------|------------|-----------------------------------------------|
| 収益的収支 | 8億6,094万円 | 8億1,955万円 | 4,139万円    | 資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金や利益剰余金処分額などにより補てんしました。 |
| 資本的収支 | 1億8,770万円 | 6億5,013万円 | △4億6,243万円 |                                               |



健全な財政運営のため、  
一層の収納率向上を  
決算審査特別委員会報告（要旨）

平成24年度一般会計・特別会計など8件の決算認定議案は、決算審査特別委員会に付託され、3日間にわたり慎重に審査が行われました。

本会議終了日の12日には、黒坂委員長から次の各項目について意見を付して認定する旨の審査報告があり、採決の結果、全会計8件は認定されました。

◎一般会計

・町税については、滞納繰越額が増加していることから、健全財政を進める上で、一層の収納率向上に努めるべきである。

◎特別会計

・国民健康保険税については、保険財政の健全

化を図るため、収納率向上に努めるべきである。

◎企業会計

・水道料金は、収入未済額及び件数が増加している。今後とも増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきである。

・公共下水道使用料は、健全財政を図るため、収納強化に努めるべきである。

◎その他

・奨学資金貸付制度について、償還率の低下は、奨学金貸付原資の減少につながることから、今後の運用に支障を来すこととなる。よって、償還率を高めるよう努めるべきである。



## データで見る町の財政状況

### 健全化判断比率は ……

#### ◆実質公債費比率

12.4%（対前年度比1.7ポイント減少）



標準財政規模に占める借金の割合で、数値が低いほど健全であると言えます。

#### ◆将来負担比率

47.9%（対前年度比31.2ポイント減少）



一般会計で将来負担すべき実質的な負債を指標化したもので、数値が低いほど健全であると言えます。

#### ◆実質赤字比率

黒字のため該当なし



一般会計の赤字の程度を指標化したものです。

#### ◆連結実質赤字比率

黒字のため該当なし



すべての会計の赤字・黒字を合算して、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものです。

#### ◆資金不足比率

不足額なし



公営企業会計の、資金不足額の事業規模に占める割合を示すものです。

|          | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|--------|
| 実質公債費比率  | 25%     | 35%    |
| 将来負担比率   | 350%    | 基準なし   |
| 実質赤字比率   | 13.23%  | 20%    |
| 連結実質赤字比率 | 18.23%  | 30%    |

### 財政比率は ……

#### ◆財政力指数（＝余力）

0.250（対前年度比0.005ポイント減少）



この指数が高いほど財源に余裕があるとされています。

#### ◆自主財源比率（＝自立力）

20.1%（対前年度比1.2ポイント減少）



自主的に収入することができるお金の比率で、行政活動の自主性と安定性の尺度とも言えます。

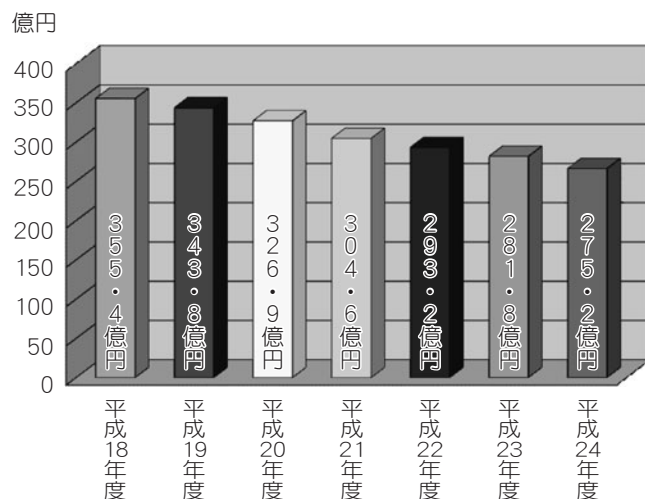
#### ◆経常収支比率（＝弾力）

78.6%（対前年度比6.2ポイント減少）



経常経費を経常一般財源収入で割り返したもので、数値が低いほど弾力性があると言えます。

### 借金残高の推移



早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を定めて自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。さらに数値が悪化して財政再生基準を超えると「財政再生団体」として財政再生計画を定め、国等の関与を受けて確実な再生に取り組むことになります。

| 平成24年度末現在の貯金額 |            |
|---------------|------------|
| 財政調整基金        | 16億9,470万円 |
| 減債基金          | 13億1,861万円 |
| まちづくり振興基金     | 7億9,315万円  |
| 地域振興基金        | 20億9,860万円 |
| 介護給付準備基金      | 2億4,482万円  |
| その他           | 3億6,355万円  |
| 合 計           | 65億1,343万円 |

| 平成24年度の主な未収金 |           |
|--------------|-----------|
| 町 税          | 1億8,395万円 |
| 国民健康保険税      | 1億2,009万円 |
| 水道使用料        | 1,976万円   |
| 住宅使用料        | 1,458万円   |
| 下水道使用料       | 1,116万円   |
| その他          | 2,041万円   |
| 合 計          | 3億6,995万円 |

## 主 な 内 容

### 旭野最終処分場の中間処理施設が

### 11月から試運転開始

#### 補 正 予 算

平成25年度一般会計補正予算(第4号)について、歳入は地方交付税、道支出金、寄附金、繰越金等を補正しました。

歳出は、紋別空港利用促進負担金の追加やデイサービスセンターひまわり

り配膳設備改修工事、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設運転等業務委託料、中体連全道大会及び北海道吹奏楽コンクール出場に係る学校行事負担金の追加などを補正しました。

○紋別空港利用対策事業(追加) 250万円

○基金運営事業(まちづくり振興基金追加) 595万円

○社会福祉施設費 1048万円

#### 【主な内訳】

・保健福祉総合センター(げんき21)に隣接するデイサービスセンター「のびやか」の調理機器更新(備品購入)

・白滝高齢者総合生活福祉センター(ほのぼの)の機械設備中央監視盤修繕

・デイサービスセンター「ひまわり」の配膳設備改修工事及び調理機器更新(備品購入)

○子ども・子育て支援事業(新規) 226万円

#### 【主な内訳】

・「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な支援事業の需要量ニーズ調査を、就学前児童を持つ世帯を対象に実施

○ごみ処理場管理事業 1465万円

#### 【主な内訳】

・旭野一般廃棄物最終処分場の中間施設が11月から試運転することに伴う経費

○小規模土地改良事業(新規) 1000万円

#### 【主な内訳】

・農地保全対策工事(農地に接する排水路の護岸整備)

○教育振興一般経費 195万円

#### 【主な内訳】

・中体連全道大会出場(遠中、南中、丸中)  
・北海道吹奏楽コンクール出場(南小、遠中、南中)



生田原てるてる教室

#### ※訂正とお詫び

議会だより31号(平成25年8月1日発行)の別冊として配布しました「遠軽町議会基本条例逐条解説(保存版)」につきまして、次に示しますとおり3箇所間違いがありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。

#### ①5ページ

第6条【解説】

誤 「遠軽町議会の運営に関する基準」(略)第161条の規定

正 「遠軽町議会の運営に関する基準」(略)161の規定

#### ②6ページ

第5章第8条

誤 議長と町長は、それぞれの特徴を活かし、

正 議長と町長は、それぞれの特徴をいかし、

#### ③10ページ

第7章第22条

誤 (中略) 常任委員会及び特別委員会等の：

正 (中略) 常任委員会、特別委員会等の：

## 遠軽町から表彰される方

遠軽町表彰条例に基づき、次の方々を表彰することについて原案のとおり可決しました。

### 【社会功労】

| 住 所       | 氏 名          | 寄附内容                     | 要 件                    |
|-----------|--------------|--------------------------|------------------------|
| 東京都新宿区下落合 | 片平 俊治 様      | 2,500万円                  | 公共のため30万円以上の金品を寄附した個人  |
|           | 遠軽ライオンズクラブ 様 | 150万円<br>エゾヤマザクラ70本 看板2基 | 公共のため100万円以上の金品を寄附した団体 |

### 【自治功労】

| 住 所       | 氏 名     | 公 職 名      | 要 件                                         |
|-----------|---------|------------|---------------------------------------------|
| 東 町 2 丁 目 | 富永 史朗 様 | 遠軽町教育委員会委員 | 12年以上教育委員会委員、農業委員会委員等（・・・中略・・・）の職にある者又はあった者 |
| 見 晴       | 西塚 滋 様  | 遠軽町農業委員会委員 |                                             |
| 2条通北8丁目   | 杉山 敏文 様 | 遠軽町交通安全指導員 | 20年以上町の条例等の規定に基づく審議会等の委員の職にある者又はあった者        |
| 南 町 3 丁 目 | 瀧田 信一 様 | 遠軽町交通安全指導員 |                                             |

### 【消防功労】

| 住 所       | 氏 名     | 公 職 名   | 要 件                    |
|-----------|---------|---------|------------------------|
| 栄 野       | 平吹 守 様  | 遠軽町消防団員 | 消防団員として20年以上勤務した者（在職中） |
| 大通南4丁目    | 遠山 正晴 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 生 田 原     | 大柳 清美 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 生 田 原     | 大柳不二夫 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 大通南4丁目    | 奥山 睦規 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 丸瀬布東町     | 佐竹 利隆 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 白滝上支湧別    | 箭内 義正 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 若 松       | 阿部 光浩 様 | 遠軽町消防団員 |                        |
| 福 路 1 丁 目 | 菅原 肇 様  | 遠軽町消防団員 |                        |
| 学 田 1 丁 目 | 本田 直人 様 | 遠軽町消防団員 |                        |



丸瀬布交流促進施設やまびこ

### 工事請負契約

◎平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越）

指名競争入札の結果、株式会社渡辺組と5827万5千円で契約を締結し、工期を11月29日までとしています。

◎平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）

指名競争入札の結果、株式会社菅野組と587

万5千円で契約を締結し、工期を11月29日までとしています。

◎平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）

指名競争入札の結果、株式会社菅野組と587

万5千円で契約を締結し、工期を11月29日までとしています。

◎平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）

指名競争入札の結果、株式会社菅野組と587

7万9千円で契約を締結し、工期を3月20日までとしています。

### 人 事

◆人権擁護委員候補者の推薦

平成25年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員候補者として

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。

・生田原 青野 賢二 氏の推薦に対し、同意しました。



## 一般質問

石田 通行 議員



## ただ 町政を質す!!

### 問

建築設備・遊戯施設等は、建築基準法において建築物などの特殊性から、定期に検査をし、使用後も適法で安全であることが要請されています。これらのもので特定行政庁が指定するものの所有者は、定期に有資格者に調査をさせ報告しなければならぬことになっています。町ではどのように対処していますか。

### 町長

建築基準法には、特定行政庁で北海道から指定された建築物や設備などは定期に検査を受け、特定行政庁へ報告しなければならぬことになっています。

町では、通知を受けた町有施設や設備などの報告案件により、建物管理担当課から関係課あるいは委託業者により、必要な調査を行わせ報告書を作成し、オホーツク総合振興局へ提出しています。また、検査により是正項目がある場合には、内容に応じた対処または改善を図るなどの対応を行っています。

### 問

町が管理する特殊な建物等の定期検査は

### 答

担当課あるいは委託業者に調査させている

#### ○特定行政庁とは

建築物を建てようとするときには、ごく小規模のものを除いて『確認申請』を行い、建築主事の確認を受けなければなりません。このときに確認申請書を提出するのが『特定行政庁』と呼ばれる行政機関です。

○特定行政庁とは  
行政機関のことです。

市町村の建築担当課に建築主事がいればその市町村は特定行政庁であり、建築主事がいなければ都道府県の関係事務所が特定行政庁ということになりますので、市町村がそのまま特定行政庁であるとは限りません。

#### ○限定特定行政庁とは

建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町においては、木造住宅など小規模建築物の建築確認、完了検査など一部の業務（建築基準法施行令第148条に規定される業務）については各市役所・町役場にて行っています。

#### 【特定行政庁（建築基準法第2条第35号）】

#### ○建築主事とは

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

#### （以下略）

条文で読むと難しいですが、要は建築主事がいるんですが、建築主事は担当者の審査した内容に基づいて最終責任を負う役割を持っています。

市町村の建築担当課に建築主事がいればその市町村は特定行政庁であり、建築主事がいなければ都道府県の関係事務所が特定行政庁ということになりますので、市町村がそのまま特定行政庁であるとは限りません。

（オホーツク総合振興局管内）網走市、紋別市、美幌町、遠軽町

# ただ 町政を質す!!

## 一般質問

阿部 君枝 議員



### 問

旧「麦酒館ふぁーらいと」の  
利活用を町民に示すべき

### 答

現在、国と協議中

### 問

遠軽町は平成11年6月にまちおこしのため「遠軽農林水産物直売・食材供給施設」を、「麦酒館ふぁーらいと」としてオープンさせました。しかし、昨年3月から休止状態に至っております。

### 町長

「麦酒館ふぁーらいと」は国の制度を利用し、平成11年6月に営業を開始しました。しかしレストラン経営に経費がかさみ、健全な経営になりませんでした。

町内外の方々から「いつから食堂は開業するのか」「友人と気軽に食事できた場所だった」「汽車の車窓から見たふぁーらいとは、薄暗く寂しい気持ちにさせる」等々の声を多く聴きます。

町として、町民の意見・要望を集約し、今後の方向性を町民に示す時と考えます。

平成23年11月の指定管理者制度期間満了に伴い、新たな指定管理者の募集12月には再募集を行いました。応募者がなく休止せざるを得ない状況に至りました。当施設は国の補助事業で建設したものであり、補助目的以外の利用はできません。

商工観光団体等の意見や、役場内部にプロジェクト会議を立ち上げ検討

しましたが、補助目的以外に沿った利用は難しいと判断したものです。

現在、国に対して補助目的以外の使用を認めてもらうよう具体的な承認につき協議中です。

**再問** 意見としてどのようなものがあつたのか。その後の考え方はあります。か。

### 農政林務課長

「町外に指定管理者の募集を広げる」「貸しホールや会議室として利用」「子育てや老人福祉の施設」「安彦良和氏の作品展示」などの意見があります。

### 農政林務課長

丸瀬布観光公社が撤退することになったとき、商工会議所や観光協会、物産協会、青年会議所、商工青年部、商工婦人部、飲食店組合に話を聞いています。

### 町長

補助事業の関係で、事務を粛々と進めていきます。町民の皆さんにもいろいろな意見があると思いますが、今後それらを尊重し進めます。

### 再問

大事なことは、何のしがらみもない町民の意見を聴くべきであり、施設を閉鎖しておく日々朽ちてしまいます。

「町として本気でやっいていく気があつたか」との声に形を示すべきです。



旧麦酒館ふぁーらいと

## 一般質問

高橋眞千子 議員



## ただ 町政を質す!!

### 問

今年も「虹のエリア」のコスモスの花が咲くまでに大勢の町民の手で草取りが行われ、きれいなコスモスの花が咲いています。

一千万本のコスモスが咲く町「太陽の丘えんがる公園」とテレビやラジオで宣伝しています。

しかし、例年のようなやり方では、町民や町外から観光に来てくださる方からも飽きられてしまいます。

何度となく言っていますが、学田方面と西町方面から「太陽の丘えんがる公園」に行く道路にコスモスの花を咲かせ、誘

### 問

魅力ある太陽の丘えんがる公園造りを

### 答

地域の活性化に資する公園を目指す

### 町長

虹のひろばコスモス園をオープンし、本年度11年目を迎えました。

指します。

また、町外からも多くの観光客が訪れ、地域の活性化に資するような公園造りを目指します。

常に飽きられる施設です。日々進歩し、発

導してはと提案していますが実現に至りません。また、毎年機械で植えているコスモスの種を、部分的にでもこぼれ落ちた種で自然に咲かせてみるなどの手法はできないのでしょうか。

「コスモスウェディング」などのイベントもあるのですから、コスモス畑の中にピンクや白のコスモスで「ハート」の花を咲かすなど、いろいろなことが考えられると思います。

魅力ある「太陽の丘えんがる公園」として、今後の取り組みは。

今後、魅力ある公園造りを進めるに当たり、自然景観を生かしつつ、花や草などをテーマにした町民に愛される公園を目



コスモスウェディング

### 商工観光課長

コスモス

畑まで誘導するために、コスモスの花をということですが、遠軽町にとっても観光を重視する「おもてなしの心」という一番大切な部分だと思います。それを具現化するために、コスモスの花でお客様を迎えに行くという意見ですので、参考にしながら進めていきます。

展していかなければならないと思っています。いろいろなことを考えながら町民の皆さんと造り上げていきたいと思っています。

こぼれ落ちた種によるコスモスの花の栽培ですが、現在は、草取りなど管理上の問題から、機械による筋状に種まきを行っています。しかし、こぼれ種によるコスモスの栽培も、一部試験的に行っていきます。



# ただ 町政を質す!!

## 一般質問

岩澤 武征 議員



### 問

8月1日から生活保護基準が引き下げられました。

生活保護基準の引き下げは、1950年に制度が開始されて以来2回しかなく、今回の基準引き下げは3年間で10%にも及び、戦後最大の改悪です。子どもが多い世帯ほど削減額が大きく、子どもの貧困にも拍車をかけると心配されています。

削減額は3年間で670億円の予定です。また、今年は期末一時金も70億円削減です。

引き下げの理由として

物価の下落を挙げているのは電化製品で、食料品や電

### 問

生活保護基準引き下げへの  
対策を

### 答

国の動向を見ながら対処する

### 再問

廃止となった世帯はないが、今年の8月分から減額の影響はあります。40歳代夫婦子ども2人世帯で月額5670円の減額、母子世帯子ども2人で月4980円、子ども3人で5930円の減額。高齢者世帯では、70歳代の夫婦で730円、単身者で310円減額となります。

この金額は激変緩和のため3回に分けられたもので、今年の8月、来年4月、再来年4月と減額されていきます。

最終的にはこの金額の3倍、一番多い世帯で約1万8千円も減額になります。生活に大きく影響

すると思います。

### 町長

生活保護家庭であつてもそうでなくても、収入が減れば影響はあるでしょう。

### 再問

今回の保護基準引き下げは、他の制度にも連動しています。決して生活保護を受けている世帯だけの問題ではありません。

例えば、公営住宅の家賃の減免基準、就学援助、保育料の減免、国保税や介護保険料の減免、住民税非課税限度額、高校奨学金、大学授業料減免、NHK受信料の免除など、厚生労働省の資料では38

項目に影響があり、生活保護を受けていない家庭でも知らないうちに制度から除外されることが起こります。

町民の生活を支えるために町独自の対策が必要だと考えます。

### 町長

いろいろな施策は、その時々のもを見ながら打ち出していくべきと考えます。

○生活保護基準の改正について

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととされており、平成25年1月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果等に基づき改正されることとなりました。

## 一般質問

黒坂 貴行 議員



答

問

老朽化した福祉センターの  
建て替えに至った経緯は  
進言書の内容等、様々な角度  
から検討し判断した

問 行政報告で公約の一つである「文化センターの建設並びに老朽化した福祉センターの建て替え」の是非について、最終的に「福祉センターの建て替え」を基本とする方向との報告がありました。

町長 進言書に沿った「文化センター（仮称）」を建設した場合のメリット・デメリット、施設計画、事業費、財政計画等の検討、また、福祉センターの耐震工事など施設全体の改修工事と、同規模での改築工事との概算工事費を比較検討してきました。

さらに、町全体のまちづくりに対して、施設がどのような役割を果たしていくことができるかを念頭に置き検討しました。合併特例債は、平成32年度まで延長されましたが、普通交付税は、合併算定替が終了する平成28年度から段階的に減少することから、財政計画を見据え、福祉センターに文化センターの機能も取り入れた、町民の皆さんが利用しやすい施設として「福祉センターの建て替え」で考えを固めました。

再問

合併特例債の期限である平成32年度まで7年の期間がありますが、供用開始時期は。

町長 合併特例債の延長期間は、完成年度を拘束します。一方の過疎債は

問 考える会の進言書を庁舎内部の検討委員会で検討した結果、延長された合併特例債による財政推計の検討等を踏まえ、総合的に判断し、考えを固められました。

基本的にとどのような理由で「老朽化した福祉センターの建て替え」の決意を固めたのか、検討内

問 プレミアム付商品券の実施は時期を見ながら総合的に判断する

答 消費増税増税論議がなされていますが、法律では来年4月に8%への増税が予定されています。既定どおりであれば、当町でも景気、経済の冷え込みが予想されます。地域経済の景気低迷を極力抑えるため、下支えが

町長 消費需要の喚起を図り、地域経済の振興に効果があったプレミアム付建設券事業のこともあり、理解はしていますが、プレミアム付商品券の発行は、景気対策のカンフル剤としての役目もあることから、事前に実施することによって買い控えも懸念されます。

商品券発行事業は現金給付のような形で、景気対策の方法として正当ではないと思います。しかし、政策的要素があることから、今後、国の経済対策及び町の景気動向を注視しながら、総合的に判断します。

必要です。以前実施された「プレミアム付商品券発行事業」を来年4月に実施する考えはありませんか。

8月20日

## 災害等に関する補正総額 1163万円

北海道の南に停滞した前線の影響により、上空に9月中旬並みの寒気が入り込み、大気の状態が不安定となった8月20日、発生した暴風雨は遠軽地域に集中し、20日13時40分頃から雷と激しい突風を伴った大雨となり、降ひようも確認されました。1時間の雨量は、観測史上最大の56ミリを記録。最大瞬間風速は18・9メートルを観測しました。人命に係る重大な被害はありませんでしたが、道路の冠水や倒木、公共施設の損壊、降ひようにより農作物も葉の損傷被害を受けました。

遠軽地域以外については、丸瀬布地域の総雨量が25ミリ、生田原地域で9ミリとなっており、丸瀬布地域での降ひようも確認されています。

この局地的豪雨の影響による災害復旧費等のため、確定した金額1163万円を専決処分により補正しました。

遠軽地域で観測史上最大雨量を記録（1時間雨量）

局地的豪雨で道路冠水などの被害!!

### ◆公共施設被害

#### (1) 道路・河川被害

| 種別 | 被害状況               | 被害件数 | 被害地域                  |
|----|--------------------|------|-----------------------|
| 道路 | 路面洗掘、横断管・側溝閉塞、法面崩壊 | 9箇所  | 遠軽地域 6箇所<br>丸瀬布地域 3箇所 |
| 河川 | 河川増水、土砂堆積、河岸洗掘     | 2箇所  | 遠軽地域 2箇所              |

#### (2) 教育施設被害

| 名 称          | 被害状況            |
|--------------|-----------------|
| 東小学校         | 危険木（1本）         |
| 遠軽中学校        | 倒木（1本）          |
| えんがるソフトボール球場 | スコアボード倒壊、フェンス破損 |

#### (3) 公園被害

| 名 称        | 被害状況                                      |
|------------|-------------------------------------------|
| 太陽の丘えんがる公園 | 虹のひろばコスモス倒伏、虹のひろば管理棟雨水流入、通路・敷地冠水、通路倒木（1本） |
| 大角公園       | 倒木（2本）                                    |
| 湧別川河川緑地    | 倒木（1本）                                    |

#### (4) その他被害

| 名 称      | 被害状況   |
|----------|--------|
| 旧遠軽小学校   | 倒木（2本） |
| 旧福路教職員住宅 | 倒木（1本） |

### ◆農業被害

| 種 別          | 被害件数 | 被害地域 | 被害面積   |
|--------------|------|------|--------|
| 葉の損傷（カボチャ）   | 1箇所  | 遠軽地域 | 2.0ha  |
| 葉の損傷（シソ）     | 1箇所  |      | 0.3ha  |
| 葉の損傷（デントコーン） | 2箇所  |      | 10.0ha |

### ◆道路被害

| 名 称                 | 被害地域    | 被害状況           |
|---------------------|---------|----------------|
| 弥生道路（弥生地先）          | 遠 軽 地 域 | 路面洗掘、横断管閉塞     |
| 東町西芭露間道路（向遠軽野中地先）   |         | 路面洗掘           |
| 生田原川沿岸道路（向遠軽菅井地先）   |         | 法面崩壊、側溝閉塞、路面洗掘 |
| 豊里開拓道路（豊里青山地先）      |         | 路面洗掘、倒木、横断管閉塞  |
| 丸大西1線道路（丸大）         |         | 畑地から車道への土砂流出   |
| 社名淵原野道路（社名淵西塚地先）    |         | 路面洗掘、側溝閉塞      |
| 浄水場構内線（丸瀬布天神町浄水場地先） | 丸瀬布地域   | 路面洗掘           |
| 金湧線（新町テレビ道路）        |         | 路面洗掘           |
| 金山開拓線（東町野々山地先）      |         | 法面崩壊           |

### ◆河川被害

| 名 称         | 被害地域    | 被害状況           |
|-------------|---------|----------------|
| 丸大川（丸大）     | 遠 軽 地 域 | 河川増水、土砂堆積、河岸洗掘 |
| 小河川（清川三瓶地先） |         | 河川増水、土砂堆積、河岸洗掘 |





## 経済常任委員会所管施設調査実施

7月16日、17日

経済常任委員会では、7月16日、17日の両日に町内の所管施設を調査しました。

### ○遠軽地域（主なもの）

- ・東2線道路防雪工事（防雪柵）
- ・中央幹線排水路分水工整備工事
- ・向遠軽開拓道路道路改良工事
- ・南町39号線通道路改良舗装工事、公共下水道工事
- ・南小学校大規模改修工事
- ・寿7号通道路改良工事、公共下水道工事
- ・ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）
- ・瞰望岩通防雪工事（雪崩柵）
- ・学田1丁目1条通道路改良舗装工事
- ・瀬戸瀬湯の里間道路橋水道管添架工事
- ・農業振興公社



遠軽東2線道路改良工事

### ○生田原地域

- ・生田原コミュニティセンター「ノースキング」旧館換気設備等改修工事
- ・栄行団地公営住宅建設工事（1、2号棟）
- ・日進団地線排水整備工事
- ・旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事
- ・生田原小学校屋上防水工事



生田原ノースキング旧館換気設備等改修



丸瀬布平和山公園小規模治山工事

### ○丸瀬布地域

- ・いこいの森キャンプ場A棟トイレ浄化槽設置工事
- ・交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事
- ・やまなみ団地住宅建設工事
- ・平和山公園小規模治山工事
- ・丸瀬布デジタル中継局TVh放送整備工事

### ○白滝地域

- ・上支湧別幹線更生橋災害復旧工事
- ・白滝市街西線道路改良工事
- ・白滝農林水産物直売・食材供給施設増築等工事
- ・白滝発電所経過報告

## 遠軽町議会ホームページをご覧ください。

- |                                       |                                        |
|---------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遠軽町議会議員名簿    | <input type="checkbox"/> 請願・陳情の手続き     |
| <input type="checkbox"/> 常任委員会等名簿     | <input type="checkbox"/> 意見書・決議        |
| <input type="checkbox"/> 遠軽町議会議員会派別名簿 | <input type="checkbox"/> 常任委員会所管事務調査通知 |
| <input type="checkbox"/> えんがる議会だより    | <input type="checkbox"/> 常任委員会所管事務調査報告 |
| <input type="checkbox"/> 一般質問通告（概要）   | <input type="checkbox"/> 議会改革への流れ      |

◎遠軽町議会ホームページアドレス <http://engaru.jp/gikai>



## 総務・文教常任委員会所管施設調査実施

7月19日

総務・文教常任委員会では、7月19日に町内の所管施設を調査しました。

### ○遠軽地域

- ・遠軽小学校  
給食棟前道路舗装について
- ・遠軽中学校  
大規模改修等について
- ・青少年会館、えんがる高齢者スポーツセンター、  
えんがる基幹集落センター  
施設状況調査
- ・えんがる及び瀬戸瀬パークゴルフ場  
芝生等管理状況調査



遠軽中学校

### ○丸瀬布地域

- ・丸瀬布昆虫生態館、丸瀬布武道館  
施設状況調査
- ・いこいの森センターハウス  
管理棟調査
- ・交流促進施設やまびこ  
チップボイラー整備工事箇所確認
- ・やまなみ団地建設用地現場確認



丸瀬布やまなみ団地建設用地

## 所管事務調査報告

平成24年第4回遠軽町議会（定例会）で承認を得た所管事務調査について、総務・文教、民生、経済の各常任委員会から報告がありました。  
内容の一部を抜粋してお知らせします。  
（遠軽町議会ホームページでご覧ください。  
<http://engaru.jp/gikai/>）

### 総務・文教

く町民と町が協働してまちづくりを

#### 1 条例に関する事項

(1) 条例・規則の見直し  
条例が地方自治の実現の手段として果たすべき役割が高まる中、従来の法制執務（法規審査）に政策的な条例づくりの傾向を反映させること。さらに、実務を基本とする自治立法の具現化を目指す

して内容を精査し、計画的に見直しを行うことで、自治体法務の充実・強化を図るべき。

#### (2) 分権条例の広報広聴

自主・自律の行政運営を実現し、町民と町が協働してまちづくりを進めるため、分権条例が目指す目的・趣旨を広く周知し、町民に理解される広報広聴に努めるべき。



町民憲章



(3)子どもの権利条例制定  
子どもの権利の保障・救済等、権利を守るため本条例の制定を急ぐべき。

(4)町民憲章等の制定

町花、町木及び町民憲章は、合併後の新町で新たに定めるとしていることから、合併10年の節目に制定をすべき。

## 2 財産管理に関する事項

(1)未利用財産等の管理

景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべき。

また、旧遠軽小学校校舎施設についても、未利用施設等としないよう早急にその利活用を具体的検討をすべき。

(2)未処理用地（未登記公衆道路等）の整理

未処理用地について、引き続き町有財産として確認、管理し財産台帳に登載するよう努力すべき。

## 3 行財政に関する事項

(1)財政健全化

地方自治体が行っている政策及びその結果は、

積極的な情報公開と説明責任の向上を図り、住民への責務を十分に果たすべき。

合併特例措置が平成27年度に終了するため、その後を見据えた財政計画の立案を図り、行財政改革に取り組むべき。

(2)行政評価

町民の目線に立った分かりやすい町政運営を目指し、評価項目や調査内容等の充実に努めるべき。

## 4 事務執行に関する事項

(1)使用料等の滞納繰越額

住民サービスの財源として歳入の確保に努め、滞納整理事務を行う職員

の知識及び経験を高めて、さらなる滞納額の解消に取り組むべき。

(2)定員管理の適正化

第2次遠軽町定員管理適正化計画に基づき、着実に取り組むべき。

(3)人材の育成

実務を基本とする法制執務を研修計画に採り入れ、町の未来を担える人材の育成に努めるべき。

(4)組織機構の見直し



丸瀬布総合支所庁舎

本所・総合支所のあり方も含め、地域の実情も踏まえた簡素で効率的な組織機構に努めるべき。

## 5 学校教育に関する事項

(1)教育施設の整備・充実

老朽化している施設が多いことから計画的な整備に努めるとともに、計画的に進捗状況を確認し、改善を図るべき。

(2)給食食材の調達

食の安全・安心という観点から特段の配慮が必要であり、地域振興の一環として地産地消の推進

に努めるべき。また、子どもたちの健康面や食に関する意識の向上は不可欠であることから、食育の推進に努めるべき。

(3)丸瀬布学校給食センター

施設の老朽化とそれに伴う衛生管理の面からも早急に学校給食センターの建設が必要であり、地域住民の意見を聴き、具体的に建設に向けた計画を進めるべき。

(4)小中学校の安全対策

社会環境を反映して、いじめや情報機器を利用した不穏な事件が全国で発生している。児童生徒が安心して就学できるよう対策を講ずるべき。

## 6 社会教育及び文化に関する事項

(1)生涯学習

生涯学習の拠点となる社会教育施設の整備に努めるべき。

(2)図書館事業

遠軽町図書館を核に各地域でもより充実した図書サービスが受けられるよう今後も努めるべき。

(3)文化センター等建設

長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、町民の合意形成に努めるべき。

## 7 社会体育及び健康づくりに関する事項

(1)体育施設の整備

町民ニーズに加えて、各種合宿誘致の観点からも施設の整備・充実を図るべき。また、パークゴルフ場の整備については、コース等の充実、管理体制の強化を図るべき。

## 8 その他に関する事項

(1)総合計画の推進

総合計画の主要施策は、事務事業の優先度、緊急度、財政状況等を勘案し、計画的に推進すべき。

(2)陸上自衛隊遠軽駐屯地等の増強・存続

自衛隊存置が地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊の部隊増強及び遠軽駐屯地の存続について、引き続き関係諸団体と連携し、要請活動を展開すべき。



# 民生

地域医療体制の充実と維持・確保が重要

## 1 社会福祉に関する事項

(1) 高齢者世帯、高齢者独居世帯等が増加する中、高齢者のみならず障がい者・障がい児の各分野において、相互扶助の充実が求められていることから、関係機関・団体等との連携を深め地域福祉の向上に努めるべき。

(2) 障がい者が安心して生活できる地域社会の実現のため各種サービスの整備、就労支援の強化、地域生活への移行支援を進めるべき。

(3) 高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう関係団体等と連携し、保険・医療・福祉の充実を図るべき。

(4) 児童福祉については、子育て家庭への支援や児童保育サービスの充実を図り地域で生み、育てる

環境の整備を、より進めるべき。

(5) 保育行政については、施設の老朽化が著しいため、統合も含めて整備を検討すべき。また、私立幼稚園の「認定こども園」開園も予定されており、町内の乳幼児数を見据えた整合性のある保育計画を策定すべき。

## 2 保健衛生に関する事項

(1) 特定健診・特定保健指導については、生活習慣病予防等、生活機能の維持を図る上で、受診の環境等の整備、住民への健診の意識向上を図るべき。

(2) 介護保険制度は、高齢化がさらに進み利用者が増加していることから、さらなる施設の整備、充実を図るべき。

多くの高齢者は可能な限り在宅で自立した日常生活が送れるよう望んでいるので、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの質の向上を図るべき。

(3) 地域医療体制については、安心して暮らせるま

ちづくりを進める上で、医療の充実と維持・確保が重要である。

また、「脳外科」については、関係医療機関と連携し、将来を見据えたあり方を検討すべき。

## 3 環境衛生に関する事項

(1) 遠軽町廃棄物処理施設は、「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資金計画及び事業計画を検討し、早急に施設設備の更新を図るべき。

(2) 生活排水対策については、環境衛生等の観点から未整備地区を含め効果的な下水処理対策に取り組むべき。

## 4 住民生活に関する事項

(1) 生活道路における交通安全対策の推進については、交通事故抑止と全ての人が安全に安心して歩ける歩道の整備等の施策を実施すべき。

(2) 児童、幼児の通行の安全を確保するために、通学路の歩道整備等をさらに進めるべき。

## 5 町税等に関する事項

町税等の収入確保は、公平な税負担の観点からも喫緊の課題である。滞納の解消を図るため、より効果的な徴収対策を講じ収納率の向上に努めるべき。さらに、滞納状況を精査し必要に応じた対応を講ずるべき。

都市計画税については、地域・区域間の不均衡等様々な課題を検討すべき。



# 経済

地域経済活性化には時代に即応した戦略を

## 1 農業及び林業に関する事項

(1) 農業経営の振興と安定のため、土地基盤及び環境整備を積極的に推進し、生産組織の育成や担い手対策等に取り組み、農業者の経営安定と安全安心な食料を提供するための支援策を講ずるべき。

(2) 農畜産物の加工や地域産品を活かした産業おこしについては、積極的に推進すべき。また、遠軽農業振興公社の施設等が老朽化しているため、施設整備に努めるべき。

(3) 林業・林産業については、森林資源の保全と森林管理体制の強化を図りながら、林業生産の振興に努めるべき。また、自然と人との共生、自然災害の防止、環境の保全等を図るための事業を推進すべき。

(4) 間伐材の有効利用につ

いては、民間活力の推進と研究開発を支援し、林産物の利用を促進すべき。  
(5)民有林の整備は、国や北海道などの機関とも協議し、充実に図るべき。

同時に、北海道では、国外資本による森林地帯の買収の動きがあることから、水資源確保の観点に鑑み、そのような動きに対する管理・監視体制の強化に取り組むべき。

## 2 商業及び観光に関する事項

(1)商業の振興は、遠軽商工会議所、えんがる商工会及び関係団体と連携・協議を図り、商業の活性化対策を講じ、今後とも経済活性化のための施策を検討すべき。  
(2)調和のとれた発展を図るために、機能分担を明確にして消費者に親しまれる魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の環境整備と商業の振興策を検討すべき。

また、町内で生産される農林水産物の加工品、伝統工芸品等について、地場産業の振興策の一環

として育成に努めるべき。  
(3)観光産業の振興については、地域の豊富な観光資源や自然を活かした特色あるイベントの充実に努め、関係団体と連携強化を図りながら滞在型観光客の誘致促進と経済的波及効果に結びつく施策を積極的に推進すべき。

## 3 消費及び労政に関する事項

(1)消費対策については、えんがる物産展、各種イベント等の機会を利用しながら地場産品のPR並びに消費拡大を推進すべき。また、消費者が相談しやすい窓口等の充実に図るべき。  
(2)就労対策については、失業者や季節労働者の雇用の拡大・創出など、雇用対策を積極的に講ずるべき。

(3)地域経済の活性化を図るため、地場産品の消費拡大に取り組み、産消協働を推進するための施策を検討すべき。

## 4 道路及び河川に関する事項



道路改良

(1)町道について、改良を含めた計画的な整備を進めるべき。

(2)歩道及び交差点の除排雪は、速やかに行い、事故防止に万全を期すべき。  
(3)河川については、森林伐採などの影響に伴い河川周辺の保水力の低下や土砂の堆積により増水時の被害発生や危険性があることから、関係機関と連携して計画的な整備を進めるべき。

## 5 住宅及び建築に関する事項

(1)住宅建設については、

均衡ある地域の発展も考慮しつつ、コストを含め、あらゆる角度から検討して進めるべき。  
(2)用途を廃止した公営住宅は、付近の美観や防犯を考慮し、計画的に取り壊すよう努めるべき。

## 6 車両管理に関する事項

(1)町有車両の業務管理のうち、町営バス運行業務は既に委託により実施しているが、土木車両等についても将来に向けた業務の委託化を含め、効率的な運用に努めるべき。

(2)町営バス事業は、地域住民の足を確保するためにも関係する機関、団体等と協議し、利用者の立場に立つてさらに運行体制の整備を行うべき。  
(3)町有車両等の管理に関しては、老朽車両の適切な更新に努めるべき。

## 7 都市計画に関する事項

都市計画マスタープランの推進に当たっては、関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的な都市

づくりに努めるべき。

## 8 公共下水道事業に関する事項

(1)公共下水道事業の円滑な推進と環境整備のためには、普及率の向上を目指すことが重要である。

私道を含めた下水道整備についても、なお一層努力すべき。

(2)公共下水道施設の整備・更新については、計画的に進め、健全経営に努めるべき。

(3)町内には未整備地区もあることから、処理区内の未整備箇所（未整備地区）は、個別排水処理等で早期に実施すべき。

## 9 水道事業に関する事項

(1)水道事業経営の安定と効率的運営に努力すべき。  
(2)水道事業の管理に支障がないよう漏水対策に努めるべき。

(3)安全な水を安定供給するため、突発的な災害等に対応できるよう事業運営に努めるべき。



# 意見書可決

―国や道への要望 意見書案2件を提出―

議員提案により、意見書案が提出され、いづれも可決し関係省庁に送付しました。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

（提出者 松田良一議員 他3人）

森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を

行う」との方針に止まっている。

市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、次の事項の実現を強く求める。  
○自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特

例」による税収の一定割合を、森林面積にに応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

（提出先）衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

道州制導入に断固反対する意見書

（提出者 杉本信一議員 他4人）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の進行に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が

「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国

会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党に一部においては、既に「道州制への意向のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となつていているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州

はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村は、これまで国民の生活を支えるため、食

糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、

個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々遠軽町議会は、道州制の導入に断固反対する。

（提出先）衆・参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当



## リレー・オピニオン4

（広報委員が4回シリーズで発言します。）

日本は、複雑な地形と四季折々の彩りが織り成す風光明媚な国です。

しかし、こうした複雑な気象条件や地形は、さまざまな自然環境を生み出し、それによって思わぬ災害を引き起こすという面も持っていることを忘れてはなりません。

阪神淡路大震災からはや18年。東日本大震災からも2年余りが経過し、教訓が風化しつつあるとの指摘がなされる中、国による東海地震、南海・東南海地震の切迫性の指摘や日本各地の活断層についての地震発生確率の発表など、国民に警鐘を鳴らし続けています。

一方、ニューヨークでの同時多発テロや牛海綿状脳症（BSE）、重症急性呼吸症候群（SARS）問題等、国や地方自治体における危機管理体制の整備を促す事態が次から次へと起きています。

もちろん、これに対し国や地方自治体も従前とは比較にならないほど積極的な取り組みを行っています。

「天災は忘れた頃にやってくる」といいます。地震だけではなく、台風による大雨や竜巻、土砂崩れ、暴風雪・雪崩、火山の噴火などのさまざまな自然災害は、ある日突然、私たちの暮らしを脅かし、私たち自身の命も危険にさらされます。

昨今、自主防災組織の役割が期待され、組織結成が奨励されていますが、住民と行政が一体となつて、災害に強いまちづくりに取り組むべきです。「備えあれば憂いなし」ある日突然襲ってくる自然災害に備え、もう一度心構えを新たにしていたければ幸いです。

今村 則康

## 編集後記

遠軽混声合唱団

第17回定期演奏会

混声合唱は、4つのパートに分かれ、それぞれが自分のパートを歌い上げるものですが、自分だけではなく他のパートも聞きながら、全体のバランスを考えハーモニーを作らなければなりません。

議会活動も、各委員会などで声（意見）を出しますが、それだけではなく、議会全体として、ほかの委員会や同僚議員の意見などを聞き、さらには一番大事な町民の声に耳を傾けて、より良い遠軽町のハーモニーを作ることが、私たち議員の使命と考えます。

広報特別委員会

委員長 荒井 範明

副委員長 奥田 稔

委員 阿部 君枝  
委員 今村 則康

## 議会に「請願・陳情」をされる方に

「請願・陳情」とは

住民の意見や要望を行政に反映させるため行うものです。

- ★個人や団体・法人の誰でもできます。
- ★請願には1名以上の町議会議員の紹介が必要です。
- ★陳情の場合、紹介議員はいりません。ほかは請願と同じ書き方です。
- ★提出部数は1通で、1件ごとに作成します。
- ★書き方は下記の（例）に準じてください。

|                                                                                                                   |                                                                                |                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紹介議員 ○○○○印<br>平成 年 月 日<br>○○○○○○○に関する<br>請願（陳情）書<br>請願（陳情）者<br>住所 遠軽町○町○丁目<br>氏名 ○○○○印<br>(ほか 人)<br>遠軽町議会議長 ○○○○様 | (表紙)<br>署名（サイン）の場合、<br>押印不要。<br>件名を書く<br>法人の場合その所在地、<br>名称、代表者名を記入の<br>上、押印する。 | (本文)<br>○○○○○○○に関する<br>請願（陳情）書<br>1 請願（陳情）の趣旨<br>2 請願の理由<br>3 参考資料（書類、図面）<br>別紙のとおり<br>連 帯 簿<br>住 所 氏 名 印 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|